

報告第13号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年12月7日提出

新城市長 穂積亮次

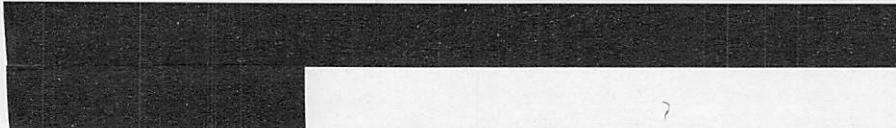
専決第8号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月23日専決

新城市長 穂積亮次

- 1 損害発生日 平成30年9月10日
- 2 損害発生場所 新城市野田字上市場26番地2 上市場東住宅C棟102号
- 3 賠償する相手方 
- 4 事案の概要 市営住宅の排水施設に不良が生じ、修繕が必要となったため、入居者である相手方が他の市営住宅に転居した。
- 5 損害賠償額 104,898円